

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 2月20日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-------------|--|------|----|
| 1 | 3号機 | 原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)出口配管排水弁下流側配管において、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理。 | GⅢ | |
| 2 | 4号機 | 原子炉建屋6階北西ブローアウトパネルにおいて、下部より空気の吸込み(2箇所)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、応急処置としてパッキン部を接着及びパッキンを設置し漏えい停止。 | GⅢ | |
| 3 | 1・2号廃棄物処理設備 | ランドリー設備衣類乾燥機(3B)加熱蒸気用ドレントラップ(湿分分離器)において、凝縮水の漏えい(非放射性、約1秒に1滴、受け容器設置)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 | GⅢ | |